

県下一斉

ぼくめつ

相談無料
秘密厳守

長時間労働撲滅ホットライン

2月24日(金) 25日(土)



10:00~18:00

TEL 070-6540-1734

労働時間
規制って
なに?



労働時間規制は労働者保護の 基本的かつ最低限のルール

長時間労働を防ぎ労働者を守るため

法律で労働時間を規制しているのは、主に以下の目的のためです。

1 労働者の健康を守る



2 個人の時間の確保



3 ワークシェアで失業者を減らす



4 組合活動の保障、政治的・市民的活動保障

5 男女平等の就労の前提

長時間労働を防ぐために、労働時間と割増賃金のルールを法律では定めています。労働時間は、健康管理と賃金支払いの基準です。



8時間労働制は国際的労働基準

1886年5月1日、アメリカの労働者が「仕事に8時間、休息に8時間、自分の時間に8時間を」というスローガンでストライキに立ち上がりました。これが**メーデーの起源**です。その後、1919年にILO(国際労働機関)の第1号条約で、8時間労働制が規定され、国際的労働基準として確立しました。

家族と過ごす時間や文化的な生活のために今一度8時間労働の原点に立ち返るべきです。



死ぬまで働け」など無茶言う社長に、あきらめて泣き寝入りするか、退職するかしかならないと思ってるあなた！ユニオン労働組合で解決するといっ選択肢があることをぜひ知って下さい。一人で悩まず、まずは相談を。

1人でもだれでも入れる労働組合

姫路ユニオン

兵庫県姫路市東延末 1 丁目 64 TEL 070-6546-1734/FAX 079-288-1734